



参庶文発第/8号  
令和7年4月3日

林弘法律事務所  
弁護士  
山中 理司 様

参議院事務局庶務部文書課長



## 事務局文書不開示通知書

令和7年2月28日付けの事務局文書開示申出書に記載された文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

### 1 不開示とした文書の名称

- ①制度開始当初からの速記者の人数の推移が分かる文書
- ②平成18年の速記者の養成所閉鎖を決定した際に作成した文書として、以下の文書  
「参議院事務局等の改革のうち、早急に対応を講ずる措置について（平成18年6月16日参議院改革協議会報告）」
- ③平成20年1月から原則として議場への速記者の配置を止め、本会議と一部の委員会を除き、別室で映像・音声を視聴しながらパソコンにタイピング入力をしてきたが、令和5年11月に議場への速記者の出場はすべて廃止することを決めたことが分かる文書として、以下の文書  
「速報版等のペーパーレス化及び速記者出場の廃止について」

### 2 不開示とした理由

#### (1) ①について

本院事務局は、本件申出に係る文書を作成しておらず、文書が存在しないことから不開示とする。

#### (2) ②及び③について

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）は、第2条において開示の対象となる事務局文書を定義している。一方で、事務局の内部規定である規程における開示対象文書は、事務局のみで開示・不開示を判断できる文書に限定され、国会又は議院の諸活動に伴う種々の情報の取扱いについ

ては、専ら国会又は議院の意思に基づき、法律及び議院規則等において規定されるべきであることから、規程第2条ただし書第3号において「立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの」が事務局文書から除かれることを定めている。そして、同号を受けて「参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第2条第3号の事務総長の指定に関する件」（平成23年3月30日事務総長決定。以下「事務総長の指定に関する件」という。）が制定されている。

②は、参議院改革協議会において取りまとめ議長に提出された議院の運営に関する文書であり、事務総長の指定に関する件第5号に定める「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に関する文書に該当することから、規程第2条に定める事務局文書に当たらないため、不開示とする。

③は、議院運営委員会理事会において了承された議院の運営に関する文書であり、事務総長の指定に関する件第5号に定める「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に関する文書に該当することから、規程第2条に定める事務局文書に当たらないため、不開示とする。

（参考）

なお、②につきましては、規程に基づく開示請求では不開示（制度の対象外）となります、参議院ホームページで公表されていますのでお知らせします。URLは以下のとおりです。

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/180616.html>

（注）事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて苦情がある場合には、事務局が本通知を発出した日の翌日から起算して3月以内に、所定の書面にて、事務局に対して苦情を申し出ることができます。

（規程第13条、第14条及び第15条）

（担当） 文書課 電話03（3581）3111（内線74007～74010）

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）（抄）

（定義）

第2条 この規程において、「事務局文書」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 日本国憲法施行前に作成された文書で、特別に管理しているもの
- (3) 立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第2条第3号の事務総長の指定に関する件（平成23年3月30日事務総長決定）

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）第2条第3号の事務総長の指定するものは、次に掲げる事項に関する文書とする。

- 1 議案その他の案件に関する事項
- 2 役員、委員及び会派に関する事項
- 3 質問主意書に関する事項
- 4 国会に対する報告書、勧告書、意見書等に関する事項
- 5 議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項
- 6 会議録に関する事項
- 7 公報に関する事項
- 8 その他立法及び調査に関する事項

令和7年4月3日

林弘法律事務所

弁護士

山中 理司 様

参議院事務局庶務部文書課

### 事務連絡

今回不開示とした文書のうち、制度開始当初からの速記者の人数の推移が分かる文書については保有しておりませんが、財務省ウェブサイトの「予算書・決算書データベース」で確認できる各年度の一般会計の予算に添付される、一般会計予算参照書のうち、【一般会計各省各庁予定経費要求書等】→【国会所管】→【予算定員及び俸給額表】→【組織別等内訳】→【参議院】中の速記職給料表の予算定員の欄で、本院事務局の速記職給料表の予算定員を御確認いただけますので、上記「予算書・決算書データベース」のURLをお知らせいたします。

URL : <https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxsselect.html>

なお、参議院の現行制度開始前の制度に関しては、貴族院事務局の速記士等の定員の変遷は、衆議院・参議院編集『議会制度百年史 資料編』（平成2年11月発行、大蔵省印刷局）390～392ページで御確認いただけます。本書籍は本院の議会史料室で閲覧が可能です。また、国立国会図書館デジタルコレクションにおいても所蔵していますので、これらの情報も御参照ください。

URL : <https://dl.ndl.go.jp/pid/9673687>

### （本件に関する連絡先）

参議院事務局庶務部文書課内 情報公開閲覧室

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-7-1

電話番号：03-3581-3111

（内線74007～74010）

※郵送の際は、封筒に「情報公開実施申出関係」と御記入ください。